

令和8年度 中央区南地域公園定期維持管理業務

特記仕様書

本業務における留意事項は、次のとおりとする。

1 飯田公園

(1) 除草について

- ・浜松まつりにおける駐車場利用のため、1回目の施工を4月中旬までとし、その後の除草時期は以下のとおりとすること。
- ・全5回 2回目6月 3回目8月 4回目9月 5回目10月
- ・全4回 2回目6月 3回目8月 4回目10月

2 芳川公園

特になし

3 三島楊子公園

(1) 花壇管理について

- ・植替えを行わない多年草やハーブ類については、必要に応じて切り戻すこと。

4 可美公園

特になし